

第5 文部科学省

不 当 事 項

役 務

- (57) 委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際の従事時間よりも多くの時間に従事したこととして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの
(後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

補 助 金

- (58) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(75)

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)初等中等教育振興費 (項)義務教育費国庫負担金 (項)私立学校振興費 (項)公立文教施設整備費
部 局 等	文部科学本省、6 都県
補助等の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和 33 年法律第 81 号)、予算補助
補助事業者等 (事業主体)	県 5、市 2、区 2、学校法人 8、計 17 補助事業者等
間接補助事業者 等(事業主体)	市 1、学校法人 1、計 2 間接補助事業者等 (1 学校法人)
国庫補助金等	義務教育費国庫負担金、私立学校施設整備費補助金、学校施設環境改善交付金等
上記の国庫補助 金等交付額の合 計	192,764,294,339 円
不当と認める国 庫補助金等交付 額の合計	135,892,810 円

1 補助金等の概要

文部科学省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。